

広報広聴課長 様

自然保護課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	えひめの生物多様性保全推進委員会		
事務局（担当課）	県民環境部環境局自然保護課生物多様性係 (担当) (内線)		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 (名称)		
設 置 年 月 日	平成 22 年 6 月 15 日		
審議、意見聴取等の内容	・生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「地域戦略」という。）の策定に関すること ・地域戦略に掲げる具体的な施策の推進に関すること		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和 8 年 8 月 24 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☐ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
愛媛県レッドリストの改訂	希少野生動植物の生息・生育情報等に関して委員間の意見交換を行うこととしており、当該情報には、具体的な生息地・生育地や今後の調査計画等が含まれている。これらを公表した場合、乱獲目的の収集家や業者らによる違法な捕獲・採取を誘発し、調査研究に係る事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。	(1) - 6	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 8 年 8 月 25 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）
2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。